

答申第 5 号

諮問第 5 号

件名：新型コロナウイルスワクチン集団接種会場における死亡事案に係る遺族との交渉記録に関する文書の非公開決定に関する件

答 申 書

1 審査会の結論

愛西市長（以下「実施機関」という。）が、公開請求に係る公文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、非公開としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

（１）本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 10 月 4 日付けで愛西市情報公開条例（平成 17 年条例第 8 号。以下「条例」という。）に基づき行った公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、実施機関が令和 5 年 10 月 19 日付けで行った公文書非公開決定（以下「原処分」という。）の一部取消しを求めるというものである。

（２）審査請求の理由の要旨

原処分において全部公開しないこととされた本件請求対象文書のうち、全部又は一部は非公開情報に該当しないことが明らかであるにもかかわらず、愛西市が審理を尽くすことなく、やみくもに全部を非公開決定したことは、審査請求人の知る権利を不当に侵害しており、違法である。

3 実施機関の弁明の内容

（１）弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

（２）弁明の理由

ア 本件審査請求に係る処分に至る経緯

（ア）審査請求人は、実施機関に対し、条例第 4 条第 1 項に基づく本件公開請求を行った。

（イ）本件公開請求に係る公文書公開請求書には、公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項として、「令和 4 年 11 月に愛西市が管理する集団接種会場で新型コロナウイルスワクチンの接種直後に■■■■さんが死亡した事件につき、令和 5 年 10 月 4 日付毎日新聞報道で、“9 月 26 日の記者会見で日永貴章市長は「真摯に受け止め、今後の体制構築や再発防止につなげたい」と述べた。その際■■■■さんが会見場に姿を見せ、

「市からの説明がほしい」と求める場面があった。■■■さんによると、この行動などを「甚だ遺憾」として、同 27 日付で「抗議」と題した文書が市の代理人弁護士から送られてきた。”とあるが、①この「市の代理人弁護士」が送付した「抗議」と称する文書そのもの②「抗議」と称する文書が作成された経緯が分かる起案書あるいはそれに類する一切の文書③「市の代理人弁護士」を愛西市が選定した経緯が分かる起案書、契約書、受任通知書、領収書、あるいはそれらに類する一切の文書。」と記載されていた。

(ウ) 実施機関は、本件公開請求に対し、下記イの公文書を特定した。

(エ) 令和 5 年 10 月 19 日、実施機関は、審査請求人に対し、公文書非公開決定処分のお知らせをした。

(オ) 審査請求人は、原処分を不服として、令和 5 年 11 月 6 日付けで原処分の取り消しを求める審査請求を行った。

イ 本件対象公文書について

(ア) 本件請求対象文書は、令和 4 年 11 月 5 日に愛西市内の新型コロナウイルスワクチン集団接種会場において、40 代の女性が接種後短時間のうちに死亡した事案（以下「本件事案」という。）に関する公文書のうち、①「市の代理人弁護士」が送付した「抗議」と称する文書、②「抗議」と称する文書が作成された経緯が分かる起案書、③「市の代理人弁護士」を愛西市が選定した経緯が分かる文書である。

(イ) 本件公開請求を受け、実施機関は、次のとおり文書の特定をした。

- ①「市の代理人弁護士」が送付した「抗議」と称する文書
 - ・令和 5 年 9 月 27 日付け「抗議」
- ②「抗議」と称する文書が作成された経緯が分かる起案書
 - ・「相手方代理人に対する「抗議文」について」の起案書
- ③「市の代理人弁護士」を愛西市が選定した経緯が分かる文書
 - ・予算執行書（弁護士委託料（ワクチン接種後の死亡による遺族等との交渉に関する事案））
 - ・「集団接種会場における死亡事案に係る遺族との交渉に関する委任について」の起案書
 - ・「ワクチン接種後の死亡による遺族との交渉に関する事案の委任契約について」の起案書
 - ・令和 4 年 12 月 9 日付け委任契約書
 - ・令和 4 年 12 月 15 日付け受任通知

ウ 非公開情報への該当性について

本件対象公文書に記載された情報は、条例第 5 条各号で規定する非公

開情報に当たることから、原処分を行ったところであり、その理由について以下で示す。

エ 令和5年9月27日付け「抗議」について

(ア) 本件事案が発生した後、愛西市は愛西市医療事故調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し調査委員会において、令和4年12月29日から本件事案が起こった事実経緯の解明、死因及び病態の究明等について調査を行った。

令和5年9月26日、調査委員会による調査が終了し、遺族及び市長に対し調査結果の説明がなされた。

調査委員会からの説明を受け、市長は同日、遺族への謝罪及び記者会見を実施したが、その際の遺族及び遺族代理人弁護士（以下「遺族ら」という。）の行動等について事前に市が遺族らと交わした約束が守られなかったことから、本市代理人弁護士は、遺族代理人弁護士に対し、同月27日付けで「抗議」と題する書面（以下「抗議文」という。）を発出した。

(イ) 本件事案については、調査委員会による調査に当たり、遺族の協力が必要不可欠なものであり、お互いに代理人弁護士を通じて連絡、調整等を行ってきたものである。

また今後、市は遺族との損害賠償等の示談交渉を行う可能性があるものと考えられ、本件公開請求日現在において遺族との示談交渉は終了したものではない。

このような状況下における本公文書は、本件事案に関する遺族との連絡調整又は示談折衝（以下「交渉等」という。）に関する文書であると言える。

一般に交渉等に当たっては、当事者間以外に公表されないという双方の信頼関係を前提として、当事者間で行われるものであり、交渉等の途中の事案に関する内容について公開されることが前提となれば、当該交渉等の内容の重・軽に関わらず、相手方との信頼関係が損なわれ、交渉等が難航したり、相手方が交渉等に応じなくなるなどして、市の交渉等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言える。

以上のことから、本公文書は条例第5条第6号イに当たるものである。

(ウ) 本公文書の主な非公開理由については、上記（イ）のとおりであるが本公文書に記載された下記の情報については、それぞれに示す非公開理由にも該当する。

a 「遺族の氏名」、「遺族代理人弁護士の事務所名」及び「弁護士名」については、遺族がした契約に関する情報であって、遺族個人の民事上の

契約に関する情報であることから、公にすることによって、遺族個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第5条第2号に当たる。

- b また、本公文書は、上記（ア）で記載したとおり遺族代理人弁護士に対する抗議を示す文書であり、「遺族代理人弁護士の事務所名」及び「弁護士名」を公にすることによって、具体的な抗議内容を非公開としたとしても、抗議すべき事実があるということは明らかであることから、当該弁護士事務所又は弁護士に対する社会的な信用を低下させ、当該弁護士事務所又は弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第5条第3号アに当たる。
- c 「市代理人弁護士事務所名」及び「市代理人弁護士名」については、公開されることとなれば、交渉等の途中にある個別事案について、当該市代理人弁護士事務所へ第三者からの不要な問合せ等が殺到することが想定され、当該弁護士事務所又は弁護士が行う他の事業への影響が考えられることから、当該弁護士事務所又は弁護士としての競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第5条第3号アに当たる。

さらには、本件とは直接関係しない第三者からの圧力や干渉により、本件交渉等の事務事業の適正な執行に影響があり、条例第5条第6号イに当たる。

オ 「相手方代理人に対する「抗議文」について」の起案書について

（ア）本公文書は、抗議文に関する、市内部の意思決定手続きにおける起案書である。

本公文書には、発出した抗議文と同じ文書が案文として添付しているほか、「抗議文を発出する経緯」、「遺族の氏名」、「遺族代理人弁護士事務所名」、「相手方代理人弁護士名」、「市代理人弁護士事務所名」及び「市代理人弁護士名」が記載されている。

（イ）抗議文の案文及び抗議文を発出する経緯については、上記エ（イ）のとおりであるから非公開事由に当たり、公開できるものではない。

（ウ）「遺族の氏名」、「遺族代理人弁護士事務所名」及び「遺族代理人弁護士名」については、上記エ（ウ）a 及びb のとおりであるから非公開事由に当たり、公開できるものではない。

（エ）「市代理人弁護士事務所名」及び「市代理人弁護士名」については、上記エ（ウ）c のとおりであるから非公開事由に当たり、公開できるものではない。

カ 予算執行書（弁護士委託料（ワクチン接種後の死亡による遺族等との交渉に関する事案））について

(ア) 本公文書は、本件事案を受け、遺族及び遺族代理人弁護士との交渉等を弁護士に委任するに当たり、愛西市予算決算会計規則（平成 17 年愛西市規則第 30 号）第 28 条に基づき作成した予算執行書である。

予算執行書には、予算を執行する「事業名」、「事業内容」、「事業期間」、「事業執行の理由」、「予算執行予定額」、「施行（契約）方法」及び「予算額」等が記載されている。

(イ) 「事業名」、「事業内容」、「事業期間」及び「事業執行の理由」については、上記エ（イ）のとおりであるから、非公開事由に当たり、公開できるものではない。

(ウ) 「予算執行予定額」、「施行（契約）方法」及び「予算額」等については、市が契約した代理人弁護士に対する報酬額に関する情報であり、弁護士報酬については、個々の弁護士が依頼主との協議により自由に報酬額を決めることができることから、競合している弁護士相互間において、また、各弁護士が依頼を受ける第三者との関係において重要な情報である。

本件事案における当該弁護士の報酬額が公になれば、これを知った他の依頼者が自己の報酬額と異なることなどを理由に当該弁護士との信頼関係を損ねることが考えられる。

また、当該弁護士が今後、他の依頼者と報酬額の交渉を行う場合において、当該弁護士事務所は、報酬額の基準を公にしていなくてもかかわらず、条例に基づく公文書公開制度により公にすることによって、（弁護士報酬は、本来個々の弁護士が依頼主との協議により自由に報酬額を決めることができるにもかかわらず、）当該弁護士が報酬額の交渉において一方的に不利になることが想定される。

以上のとおりであるから、当該弁護士の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第 5 条第 3 号アに当たる。

(エ) 「市代理人弁護士事務所名」及び「市代理人弁護士名」については、上記エ（ウ）c のとおりであるから非公開事由に当たり、公開できるものではない。

キ 「集団接種会場における死亡事案に係る遺族との交渉に関する委任について」の起案書について

(ア) 本公文書は、本件事案を受け、遺族らとの交渉等を弁護士に委任することについての起案書（以下「委任起案書」という。）である。

(イ) 委任起案書には、本件事案に関する交渉等について、代理人弁護士に委任することとした「委任の経緯」、「本件事案の概要」、「遺族の氏名」、「遺族代理人弁護士事務所名」、「遺族代理人弁護士名」、「市代理人弁護

士事務所名」及び「市代理人弁護士名」が記載されている。また、添付資料として「委任状案」が添付されている。

(ウ)「事案の概要」及び「委任の経緯」については、上記エ（イ）のとおりであるから非公開事由に当たり、公開できるものではない。

(エ)「委任事項」については、上記カ（ウ）で記載した弁護士に対する報酬額と同様に当該弁護士が他の依頼者との契約交渉において一方的に不利になることが想定されることから、条例第5条第3号アに当たり、公開できるものではない。

(オ)「遺族の氏名」、「遺族代理人弁護士事務所名」及び「遺族代理人弁護士名」については、上記エ（ウ）a 及び b のとおりであるから非公開事由に当たり、公開できるものではない。

(カ)「市代理人弁護士事務所名」及び「市代理人弁護士名」については、上記エ（ウ）c のとおりであるから非公開事由に当たり、公開できるものではない。

(キ)「委任状案」については、「市代理人弁護士事務所名」、「市代理人弁護士名」、「遺族の氏名」、「本件事案の概要」及び「委任事項」が記載されており、これらの情報に対する非公開事由については、それぞれ上記で示したとおりである。

なお、「委任状案」の様式については、市代理人弁護士より示された、当該弁護士事務所の独自の様式であり、それ自体から市代理人弁護士事務所又は市代理人弁護士を特定することができるものである。

ク 「ワクチン接種後の死亡による遺族との交渉に関する事案の委任契約について」の起案書について

(ア) 本公文書は、本件事案を受け、遺族らとの交渉等を弁護士に委任するに当たり、弁護士と委任契約を締結するための起案書（以下「契約起案書」という。）である。

(イ) 契約起案書には、「委任契約に至る経緯」、「本件事案の概要」、「市代理人弁護士事務所名」、「市代理人弁護士名」、「契約金額」及び「契約内容」が記載されており、添付資料として「委任契約書案」及び「予算執行書の写し」が添付されている。

(ウ)「委任契約に至る経緯」及び「本件事案の概要」については、上記カ（イ）のとおりであるから非公開事由に当たり、公開できるものではない。

(エ)「市代理人弁護士事務所名」及び「市代理人弁護士名」については、上記エ（ウ）c のとおりであるから非公開事由に当たり、公開できるものではない。

(オ)「契約金額」については、上記カ(ウ)のとおりであり、また、「契約内容」及び「委任契約書案」については、同様に当該弁護士が他の依頼者との契約交渉において一方的に不利になることが想定されることから、条例第5条第3号アに当たり、公開できるものではない。

なお、「委任契約書案」の様式については、市代理人弁護士より示された、当該弁護士事務所の独自の様式であり、それ自体から市代理人弁護士事務所又は市代理人弁護士を特定することができるものである。

(カ)「予算執行書の写し」については、上記カのとおりであるから、非公開事由に当たり、公開できるものではない。

ケ 令和4年12月9日付け委任契約書について

(ア) 本公文書は、上記キの契約起案書により決裁を得た契約書案を施行し、契約したものである。

(イ) 本公文書は、上記キの契約起案書に添付された「委任契約書案」と同じものであり、上記キで述べたとおり非公開に当たる。

(ウ) また、「市代理人弁護士の印影」については、当該代理人弁護士が法人又は個人自営業者として事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、本件対象文書が真正に作成されたものであることを示す認証的機能を有するものであるから公にすることによって、偽造等により当該法人等の財産的被害を及ぼすなど不測の事態を招くことが考えられ、条例第5条第3号アに当たる。

コ 令和4年12月15日付け受任通知について

(ア) 本公文書は、遺族らに対し、市代理人弁護士が本件事案の市の代理人となったことを通知したものである。

(イ) 本公文書は、上記エ(イ)のとおりであるから非公開事由に当たり、公開できるものではない。

(ウ) 本公文書の主な非公開理由については、上記(イ)のとおりであるが本公文書に記載された下記の情報については、それぞれに示す非公開理由にも該当する。

- a 「遺族の氏名」、「遺族代理人弁護士の事務所名」及び「弁護士名」については、上記エ(ウ) a 及び b のとおりであるから非公開事由に当たり、公開できるものではない。
- b 「市代理人弁護士事務所名」及び「市代理人弁護士名」については、上記エ(ウ) c のとおりであるから非公開事由に当たり、公開できるものではない。
- c 本公文書には、本件事案における傷病者の「救急搬送先に関する情報」が記載されており、傷病者の搬送先に関する情報については、他の情

報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるから、条例第5条第2号に当たる。

- d また、本公文書には「個人の病態又は病歴に関する情報」が記載されているが、「特定の個人の病態又は病歴に関する情報」は、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように特に配慮すべき個人に関する情報であり、公にすることにより、当該個人又は相続人個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号に当たる。

サ 条例第6条第1項ただし書の該当性について

本件事案については、新聞等で広く報道されており、社会的な注目度の高いものであるが、本件対象公文書は、本件事案における遺族らとの個別の事案における交渉等に関するものであるからその取扱いは慎重を期すべきものと言える。

本件対象公文書は、本件事案の交渉等に関する一連文書として、上記のとおり、同じ情報が各文書で記載されており、各公文書が本件事案という交渉事案に個別に結合し、又は関連するものであるといえ、本件事案に関する一連の情報として一体的な情報をなしているものといえる。

条例第6条第1項ただし書では、非公開情報が記録された部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、当該部分と合わせて非公開ができると規定されており、本規定と同種の規定について、平成12年3月27日最高裁判決では、「不開示情報に該当する独立した一体的な情報をさらに細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分にはもはや不開示情報に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを開示することまでも実施機関に義務付けているものと解することはできない」とされているところ、原処分については上記で示した非公開情報を除いた部分について、非公開情報と一体的な情報として条例第9条第2項に基づき、非公開決定をしたものである。

- シ 以上のとおり原処分には、違法又は不当な点はない。したがって、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

4 審査会の判断

- (1) 本件事案については、処分庁から提出された資料等から認められるとおり、本件公開請求日現在において、新聞等で広く報道されており、社会的に注目度の高いものであると言える。
- (2) また、処分庁によれば、本件事案については、未だ遺族らとの交渉等が終結しておらず、本件公開請求日現在において遺族らと交渉等の途中である

とのことである。

- (3) 交渉等の途中の事案に関する内容が公開されることとなれば、相手方との信頼関係が損なわれ、交渉等が難航したり、相手方が交渉等に応じなくなるなどのおそれが想定され、その内容については、特に慎重な取扱いが必要になるものと言える。
- (4) 更には、このような社会的に注目度の高い事案であれば、処分庁が弁明書で記載する市代理人弁護士やその事務所への影響や遺族らとの交渉等に対する不当な干渉は、通常の事案に比べて蓋然性が高いと言える。
- (5) これらのことからすれば、本件公文書を非公開とした原処分に対する処分庁の弁明書による説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。
- (6) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
R 6 . 3 . 25	諮問（弁明書の写しを添付）
R 6 . 7 . 29 (令和6年度 第1回審査会)	一回審議
R 7 . 7 . 17	答申